

1. データ受付サービスの種類

データ受付サービスには、以下の総合振込・給与振込・預金口座振替の3種類があります。

【総合振込の取扱】

(1) 振込指定口座

総合振込による振込を指定できる預金口座は、当行の本支店ならびに全銀システム加盟金融機関の本支店の＜キヨー＞ファームバンキングサービス契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）の取引先名義の普通預金または当座預金とします。

(2) 振込手続

当行は、伝送された振込明細にもとづき、振込指定日に電信扱いで振込手続をおこないます。

(3) 入金通知

当行は、依頼人の取引先に対して入金通知をする義務は負いません。

(4) 組戻および振込不能発生時の取扱い

この振込について、組戻または振込不能が発生したときの取扱いは、当行の定める方法によるものとします。

(5) 支払開始時期

依頼人の取引先に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

【給与振込の取扱】

(1) 振込指定口座

給与振込による振込を指定できる預金口座は、当行の本支店ならびに当行が給与振込の提携をしている金融機関の本支店の依頼人の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます）名義の普通預金または当座預金とします。

(2) 振込指定口座の確認

① 給与振込をおこなう受給者について、その者への給与振込を委託する前に当行所定の「給与振込口座確認書」を当行に提出してください。

② 当行は、当行の本支店または振込指定金融機関から口座確認を受けたうえ「給与振込口座確認書」を依頼人に返却します。

(3) 振込手続

当行は、伝送された振込明細にもとづき、給与振込手続をおこないます。

(4) 入金通知

当行は、受給者に対して入金通知をおこないません。

(5) 支払開始時期

受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

【預金口座振替の取扱】

(1) 口座振替依頼書の受理等

依頼人は、預金者から預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という）および預金口座振替払いに関する届出書（以下「届出書」という）を徴求し、依頼人は必要事項が記載されていることを確認のうえ、依頼書および届出書をすみやかに乙の取りまとめ店に送付してください。依頼書に印鑑の相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずに届出書とともにすみやかに依頼人へ返送します。

(2) 振替処理

当行は、データ伝送された請求明細にもとづき、振替処理をおこないます。

なお、預金口座からの引落しは、伝送された口座番号によりおこないます。

(3) 預金者への通知

預金者に対する引落済の通知は、依頼人の責任においておこなってください。

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引落済の通知および入金督促等をおこないません。

(4) 解約、変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、依頼人にその旨を通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りでないものとします。

2. データの伝送

本取扱いに関するデータの伝送方法および当行への合計票（兼依頼書）の送付方法は、「＜キヨー＞ファームバンキング（データ受付サービス）に関する契約書」（以下「契約書」という）および別に定める「＜キヨー＞データ伝送サービス申込書」により取扱ってください。

3. データの仕様および内容等

データの仕様は全国銀行協会の取決めに準拠するものとします。

また、依頼人が当行に委託する事務を処理するために必要なデータ内容および接続形態、データ伝送に利用する貴社の制御電文コード等は、別途「<キヨー>データ伝送サービス申込書」により当行へ届出てください。

4. 免責

- (1) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) 当行はデータ伝送により受信した制御電文の暗証番号と届出の暗証番号と一致を確認したうえは、暗証番号の盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については賠償の責を負いません。
- (3) 依頼人から当行に伝送されたデータに瑕疵があり、当行においてその処理に困難があると判断した場合には、総合振込、給与振込または預金口座振替の手続はおこないません。

5. 届出事項の変更等

取組指定日・暗証番号等届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 契約の解約および一時休止

- (1) この取扱いは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、当行が必要と認めた場合は、この取扱いを一時停止することができます。
- (2) お客様が、次の各号の一にでも該当する場合は、催告その他何らの手続を要せず本契約を解除することができるものとします。
なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

7. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の日から1年間継続されるものと、以後も同様とします。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。